

埼玉県警察における特定秘密の保護に関する規程

平成26年12月10日

警察本部訓令第49号

警察本部長

埼玉県警察における特定秘密の保護に関する規程を次のように定める。

埼玉県警察における特定秘密の保護に関する規程

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 特定秘密の指定等に伴う措置（第6条 - 第12条）

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備（第13条 - 第18条）

第2節 作成（第19条・第20条）

第3節 運搬、交付及び伝達（第21条 - 第28条）

第4節 保管等（第29条 - 第32条）

第5節 検査（第33条）

第6節 紛失時等の措置（第34条）

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第35条）

第5章 公益上の必要による特定秘密の提供（第36条）

第6章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置（第37条）

第7章 適性評価（第38条 - 第48条）

第8章 通報窓口（第49条）

第9章 雑則（第50条 - 第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察庁長官（以下「長官」という。）が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する通知を行った場合及び法第7条第1項に規定する提供を行った場合において、法第5条第3項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する当該通知又は提供に係る特定秘密（法第3条

第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。)の保護及び法第15条第1項に規定する適性評価(以下「適性評価」という。)に関し、埼玉県警察が実施すべき措置等について必要な事項を定めるものとする。

2 埼玉県警察における特定秘密の保護等に関しては、法及び特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「令」という。)並びに法第18条第1項の規定により定められた基準(以下「運用基準」という。)並びにこの訓令の定めるところによる。

(特定秘密管理者)

第2条 令第13条第1項各号列記以外の部分の規定により実施する令第12条第1項第1号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「特定秘密管理者」という。)は、警備部長をもって充てる。

(保全責任者等)

第3条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等(令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下「特定秘密文書等」という。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講じるものとする。

3 特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者(以下「保全責任者補助者」という。)を指名することができる。

4 特定秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員(以下「臨時代行職員」という。)を指名することができる。

5 保全責任者、保全責任者補助者及び臨時代行職員は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるとされる者に限る。

(職員の範囲の制限)

第4条 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、書

面又は電磁的記録に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教養)

第5条 特定秘密管理者は、職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）

に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教養を実施するものとする。

2 前項に規定する教養は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員に対して少なくとも年1回実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教養を臨時に実施するものとする。

3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項に規定する教養を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の指定等に伴う措置

(特定秘密の表示)

第6条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で表示すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で表示すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

2 前項の特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に表示する場合において、当該文書又は図画が冊子等の一部であるときは、当該冊子等の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤

色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合はこの限りでない。

- 3 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 4 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関との間の情報の保護に関する国際約束（以下「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、長官の指示する方法により、特定秘密表示に加え、当該外国の政府又は国際機関を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合において、外国の政府又は国際機関を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。
- 6 第1項第1号又は第3号の規定により行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（通知の方法）

第7条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第3条第2項第2号の通知は、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、特定秘密の指定について（別記様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項に規定する通知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員に同項に規定する書面を閲覧させることにより行うものとする。

（周知の方法）

第8条 特定秘密管理者は、法第5条第2項に規定する通知があったときは、特定秘密の指定について（別記様式第2号）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員（前条の通知を受けた者を除く。）に通知し、周知するものとする。

- 2 前項に規定する通知を書面により行う場合には、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う者に同項に規定する書面を閲覧させることにより行うものとする。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第9条 令第13条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、警察本部長が、特定秘密の指定の有効期間延長について（別記様式第3号）により行う

ものとする。この場合において、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う者に通知するときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

- 2 特定秘密管理者は、令第9条第1号に規定する通知があったときは、特定秘密の指定の有効期間延長について（別記様式第4号）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員（前項の通知を受けた者を除く。）に通知し、周知するものとする。この場合において、通知を書面により行うときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

（特定秘密表示の抹消）

第10条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 「特定秘密」の文字及び枠の表示を赤色の二重線により抹消することその他これに準じる方法

- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠の表示を認識することができないようにする方法

- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって「特定秘密」の文字及び枠の表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって当該表示をしているときは当該表示を赤色の二重線により抹消することその他これらに準じる方法

- 2 前項第1号に掲げる文書又は図画が第6条第2項の規定による記載をしたものであるときは、前項第1号と同様の方法により、当該記載を抹消するものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第11条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。

- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたとき

に、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。

2 前項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合は、この限りでない。

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が、特定秘密の指定の有効期間満了について（別記様式第5号）により行うものとする。この場合において、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員に通知するときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

4 特定秘密管理者は、令第8条第1項第2項に規定する通知があったときは、特定秘密の指定の有効期間満了について（別記様式第6号）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員（前項の通知を受けた者を除く。）に通知し、周知するものとする。この場合において、通知を書面により行うときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

（指定の解除に伴う措置）

第12条 前条第1項及び第2項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が、特定秘密の指定の解除について（別記様式第7号）により行うものとする。この場合において、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員に通知するときは、第7条第2項の規定を準用するものとする。

3 特定秘密管理者は、令第11条第1項第2号に規定する通知があったときは、特定秘密の指定の解除について（別記様式第8号）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行う職員（前項の通知を受けた者を除く。）に通知し、周知するものとする。この場合において、通知を書面により行うときは、第8条第2項の規定を準用するものとする。

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

（立入制限）

第13条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、当該場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、当該場所への立入りを禁止する旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するための必要な措置を講じるものとする。
(機器持込制限)

第14条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信、記録機器（携帯電話、携帯情報端末、スキャナー、カメラ、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）の持込み（以下「機器持込み」という。）を禁止するものとする。

(1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所

(2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3) 特定秘密を取り扱う会議が開催中の会議室

(4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

2 職員は、前項各号に規定する場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた職員が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信、記録機器を持ち込む場合についてはこの限りでない。

3 特定秘密管理者は、第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、当該場所に機器持込みを禁止する旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐための必要な措置を講じるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器)

第15条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は金属製の箱等施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 前項の場合において、特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納するものとする。

3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び外部記録媒体には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要

な物理的措置を講じるものとする。

4 前3項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

第16条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保管するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密の保護に必要な措置を講じるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第17条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることができないようにするための措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を外部記録媒体に記録したとき又は印刷したときは、外部記録媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、警察情報セキュリティに関する規程(平成19年埼玉県警察本部訓令第40号)のほか、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は外部記録媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講じるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第18条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の外部記録媒体への記録及び印刷を含む。以下同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するため、特定秘密文書等管理簿(別記様式第9号)を保全責任者ごとに備えるものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。以下同じ。)その他特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

3 特定秘密管理者は、情報の保護上、特に必要があると認めるときは、当該特定秘密文書等管理簿を他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。

第2節 作成

(特定秘密文書等の作成)

第19条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第20条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示（第6条第2項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる方法により赤色で表示すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により赤色で表示すること。

第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認)

第21条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

- 2 特定秘密文書等を貸与するときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却の時期を明示するものとする。

(運搬の方法)

第22条 特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員のうちから保全責任者が指名する者が携行することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による運搬をすることができないとき又は不適當であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。

(交付の方法)

第23条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書（別記様式第10号）又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第27条、第31条及び第33条第3項において同じ。）から署名を得て交付の記録を残すものとする。

2 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第24条 特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の包装等）

第25条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗視その他の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠することその他の必要な措置を講じるものとする。

（電気通信による交付）

第26条 特定秘密を電気通信の方法により交付するときは、暗号化その他特定秘密の保護に必要な措置を講じるものとする。

2 特定秘密の電気通信による交付は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

（文書等の接受）

第27条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛て人又はその指名した職員でなければ開封してはならない。

（伝達の方法）

第28条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講じるものとする。

2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講じるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の承認を得たときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号の使用その他の特定秘密の保護に必要な措置を講じ

るものとする。

4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等保管管理簿(別記様式第11号)を作成するものとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第30条 保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等取扱簿(別記様式第12号)を備え、必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

(廃棄)

第31条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、裁断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができない方法により行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を長官に報告するものとする。

3 特定秘密管理者は、第1項に規定する廃棄をした場合は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

- 3 特定秘密管理者は、前2項に規定する検査をその指名する職員に行わせることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管状況の照合のほか、本訓令に規定する措置が確実に講じられているか否かの確認を主として行うものとする。
- 5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項に規定する検査の実施状況について、長官に報告するものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員（次号に規定する報告を受けた職員を含む。）当該事故の内容に応じた適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告するものとする。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員 当該事故の内容を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じるものとする。

3 特定秘密管理者は、前項に規定する調査を実施し、又は措置を講じたときは、当該調査の結果及び当該措置の内容を速やかに長官に報告するものとする。

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

第35条 職員は、特定秘密の指定若しくはその解除又は公文書ファイル管理表（埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第35条の規定により作成されたものをいう。）に記載された個別ファイル等（埼玉県警察文書管理規程（平成14年埼玉県警察本部訓令第25号）第36条の規定に基づき文書を分類、整理したものをいう。）であって、特定秘密である情報を記録したもの（以下「特定秘密文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員（次号に規定する報告を受けた職員を含む。）適切な措置を講じるとともに、これを特定秘密管理者に報告するものとする。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員 当該秘密の指定若しくはその解除又は特定秘密文書ファイル等の管理が法等に従っておらず、又はそのおそれがある旨を当該特定秘密の取扱い業務を行う職員又は特定秘密管理者に報告するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が特定秘密文書ファイル等の管理に関するものである場合には、速やかにその調査を行うものとする。

3 特定秘密管理者は、前項に規定する調査を実施し、調査の結果に応じ、適切な措置を講じたときは、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第5章 公益上の必要による特定秘密の提供

第36条 警察本部長は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号各列記に掲げる場合として、特定秘密の提供を行うときは（当該特定秘密が同号口に掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面を作成し、長官の承認を得るものとする。

2 法第10条第2項の規定により特定秘密（同項第1号（同号イに係る部分を除く。）、同条第2項又は第3項の規定により提供を受けたものを除く。）を提供する場合における特定秘密文書等の交付については、第23条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第3項において同じ。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第6章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置

第37条 法第10条第1項第1号（同号イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合として提供を受けた場合を含む。）の措置については、第4条、第6条第1項から第4項まで及び第6項、第7条、第9条第1項、第15条第4項、第17条、第19条、第21条、第22条、第23条第1項、第24条、第28条第2項、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 前項に規定する特定秘密の提供を受けた場合において、職員は、前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 警察本部長 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

(2) 前号の規定により指名された者 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること及び当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。

第7章 適性評価

(適性評価実施責任者)

第38条 運用基準に規定する適性評価実施責任者は、警務部長をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第39条 運用基準に規定する適性評価実施担当者は、警務部警務課長及び警務部警務課（以下「警務課」という。）の職員のうちから適性評価実施責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務への関与の制限)

第40条 前2条の規定により適性評価に関する事務に関与する職員は、自らに対する適性評価に関する事務に関与してはならない。ただし、法第15条第2項において準用する法第12条第4項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。

(候補者名簿等)

第41条 特定秘密管理者は、適性評価の実施に当たり、運用基準の規定により候補者名簿（別記様式第13号）を作成するものとする。

2 適性評価実施責任者は、候補者名簿に記載された者の適性評価の実施について警察本部長の承認を得たか否かについて、特定秘密管理者に対し、適性評価に関する通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

(適性評価の結果等の通知)

第42条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果等について、特定秘密管理者に対して、適性評価の結果等に関する通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第43条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、適性認定者名簿（別記様式第16号）を作

成するものとする。

(苦情受理窓口)

第44条 運用基準に規定する苦情受理窓口は、警務課とする。

(苦情処理責任者)

第45条 運用基準に規定する苦情処理責任者は、警務部長をもって充てる。

(苦情処理担当者)

第46条 運用基準に規定する苦情処理担当者は、警務課の職員のうちから苦情処理責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価の実施等への協力)

第47条 特定秘密管理者は、候補者名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

(適性評価の実施の状況についての報告)

第48条 適性評価実施責任者は、毎年度 1 回以上、運用基準に定める事項を埼玉県公安委員会に報告するものとする。

第 8 章 通報窓口

第49条 特定秘密の指定若しくはその解除又は特定秘密文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、警務部監察官室とする。

第 9 章 雑則

(指定前の取扱い)

第50条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの訓令に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報の目的外利用)

第51条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

(情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密の取扱い)

第52条 前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密については、当該情報の保護に関する国際約束の定めるところにより取り扱

うものとする。

(補則)

第53条 この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、苦情処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、第49条に規定する通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については特定秘密管理者がそれぞれ定めることができる。

(規程の特例)

第54条 特定秘密管理者は、埼玉県警察の業務の特殊性に鑑み、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て、特定秘密の保護措置について別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 法の施行の日から法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第4条第1項の規定の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密」とあるのは「特定秘密」と、第23条第1項の規定の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第3条第5項の規定は適用しない。

附 則 (平成28年3月29日警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日警察本部訓令第14号)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式別表省略】